

## 大牟田市総合教育会議設置要綱

### (趣旨)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第16号。以下「法」という。）第1条の4項第1項の規定に基づき、次条各号に掲げる事項について協議等を行うため、大牟田市総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 会議は、法第1条の4第1項の規定により、次の各号に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次条各号に掲げる構成員の事務の調整を行う。

(1) 本市の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定に関すること。

(2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。

(3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。

### (組織)

第3条 会議は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 市長

(2) 教育委員会

### (招集)

第4条 会議は、市長が招集し、会議の議長となる。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

### (意見の聴取)

第5条 会議は、第2条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聞くことができる。

### (会議の公開)

第6条 会議は公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録の作成及び公表)

第7条 市長は、会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、これを公表する。

(調整結果の尊重)

第8条 会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、企画総務部総合政策課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が定める。

付 則

この要綱は、平成27年5月13日から施行する。